（様式７－１６）大宮第二公園及び第三公園

　　**１４　有料施設の利用料金等の設定**

【有料施設の利用料金等の設定の基本的考え方】

|  |
| --- |
| ○サービス向上と利用料金との関係を含んで記入してください。 |
|  |

【利用料金額】

（１）利用料金

　ア　有料施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 料金変更の有無 | 施　設　名 | 現　行　料　金 | 新　料　金 |
| 有・無 | テニスコート | 県内・一般(２時間単位の貸出)１面( 9:00～11:00)　 880円１面(11:00～13:00)　 880円１面(13:00～15:00)　 880円１面(15:00～17:00)　 880円 |  |
| 県内・学生(２時間単位の貸出)１面( 9:00～11:00)　 440円１面(11:00～13:00)　 440円１面(13:00～15:00)　 440円　１面(15:00～17:00)　 440円 |  |
| 県外・一般(２時間単位の貸出)１面( 9:00～11:00) 1,320円１面(11:00～13:00) 1,320円１面(13:00～15:00) 1,320円１面(15:00～17:00) 1,320円 |  |
| 県外・学生(２時間単位の貸出)　１面( 9:00～11:00)　 660円　１面(11:00～13:00)　 660円　１面(13:00～15:00)　 660円　１面(15:00～17:00)　 660円　 |  |
| 有・無 | 放送施設(テニスコート) | １日( 9:00～17:00) 3,700円半日( 9:00～13:00) 1,850円半日(13:00～17:00) 1,850円 |  |
| 有・無 | 軟式野球場 | 県内・一般(半日単位の貸出)( 8:30～12:30) 　 　2,250円(13:00～17:00) 　 　2,250円県内・学生(半日単位の貸出)( 8:30～12:30) 　　1,120円(13:00～17:00) 　　1,120円 |  |
| 県内・一般(１日単位の貸出)( 8:30～17:00)　 　　 4,500円 |  |
| 県内・学生(１日単位の貸出)( 8:30～17:00)　　 　 2,250円 |  |
| 県外・一般(半日単位の貸出)( 8:30～12:30) 　 3,380円(13:00～17:00)　 　 3,380円 |  |
| 県外・学生(半日単位の貸出)( 8:30～12:30) 　 　1,690円(13:00～17:00)　 　 1,690円 |  |
| 県外・一般(１日単位の貸出)( 8:30～17:00)　　　 6,750円 |  |
| 県外・学生(１日単位の貸出)( 8:30～17:00)　　　 3,380円 |  |
| 有・無 | 更衣室 | ( 8:30～17:15) 　 　　 無料 |  |
| 有・無 | 茶室 | ( 9:00～12:00)(13:00～16:00)半日単位の貸出　 　　 4,800円１日単位の貸出　 　　 9,600円 |  |
| 有・無 | 第一会議室(ギャラリー棟) | ( 8:30～12:30)(13:00～17:00)半日単位の貸出　　　 　 420円１日単位の貸出　　　　 840円 |  |
| 有・無 | 第二会議室(ギャラリー棟) | ( 8:30～12:30)(13:00～17:00)半日単位の貸出　　 　 1,250円１日単位の貸出　　 　2,500円 |  |

＊ 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業の場合は、無料とする。

＊ 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催する事業は、一般の金額の半額とする。

＊ テニスコート及び軟式野球場の料金表の「学生」とは中学生及び高校生をいう。なお、小学生以下の団体は学生扱いとする。

＊ 学校教育法にいう学校（大学、専修学校は除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業でテニスコート又は軟式野球場を使用する場合は、学生料金を適用する。

＊ 利用時間には、準備に関する時間及び現状回復に要する時間を含むものとする。

＊「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和５８年条例第８号）第３条に規定する者が利用する場合は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和５８年規則第３２号））で定める額を減免する。ただし、減免対象者を含む複数人で利用の申請をする場合に減免対象となるのは、減免対象者が使用する施設に限る。

＊ 連続する貸出区分を利用する場合は、貸出区分間の時間を含むものとする。

＊ 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

＊ 学生団体(小学生、中学生、高校生)が利用する場合は学生料金とする。

＊ 表の時間以外に施設を利用する場合は、各施設の１時間あたりの料金を設定し、料金を徴収することができるものとする。

＊ 上記により算出した金額に１０円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

　イ　行為許可

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 料金変更の有無 | 行　　　為 | 現 行 料 金 | 新 料 金 |
| 有・無 | 物品の販売その他の営業行為(興行を除く。)をする場合 | １㎡当たり半日（４時間以内）　※ 7円１㎡当たり一日（４時間を超えて８時間以内）　※14円８時間を超えて１時間延長ごと　※ 2円 |  |
| 有・無 | 興行を行う場合 | １㎡当たり半日（４時間以内）　※ 8円１㎡当たり一日（４時間を超えて８時間以内）　※17円８時間を超えて１時間延長ごと　※ 2円 |  |
| 有・無 | 業として写真を撮影する場合 | １件当たり半日（４時間以内）　 370円１件当たり一日（４時間を超えて８時間以内）　 740円８時間を超えて１時間延長ごと　 90円 |  |
| 有・無 | 業として映画等の撮影をする場合 | １件当たり半日（４時間以内）14,870円１件当たり一日（４時間を超えて８時間以内）29,740円８時間を超えて１時間延長ごと 3,720円 |  |
| 有・無 | 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合 | １㎡当たり半日（４時間以内）　※ 4円１㎡当たり一日（４時間を超えて８時間以内）　　※ 8円８時間を超えて１時間延長ごと　※ 1円 |  |
| 有・無 | 広告物の表示 | 表示面積１㎡当たり　　一日 2,090円８時間を超えて１時間延長ごと　 260円 |  |

＊ 「※」表示金額について、表の行為許可のうち「物品の販売その他の営業行為（興行を除く。）をする場合」、「興行を行う場合」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合」は、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に１０５分の１１０を乗じて得た額とする。

＊ 行為に要する面積が１㎡未満であるとき、又はその面積に１㎡未満の端数があるときは、１㎡として計算するものとする。

＊ 行為に要する時間の単位について、半日とは、午前８時３０分から午後０時３０分まで、午後１時から午後５時までのいずれかとし、１日とは、午前８時３０分から午後５時までとする。

＊ 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業の場合は、無料とする。（物品の販売及びこれに類する営業行為は除く。）

＊ 国又は地方自治体（学校及び保育所は除く。）が共催する事業の場合は半額とする。ただし防災の事業に使用する時は無料とする。（物品の販売及びこれに類する営業行為は除く。）

＊ 学校教育法にいう学校（大学、専修学校は除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は半額とする。

＊ 表の行為は、原則として午前８時３０分から午後５時までとする。

＊ 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の１００分の５０に相当する額を加えた額とする。

＊ 埼玉県都市公園条例第９条第１項第一号及び第四号に掲げる行為をする場合で公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、総収入額の１００分の６に相当する額又は５２，３８０円のいずれか高い額とする。

＊ 上記により算出した金額が、１０円未満であるときの料金は、０円とする。また、１０円以上となる場合において、その金額に１０円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

＊ 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

（２）自主事業

　ア　現状

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 継続か廃止か | 料金変更の有・無 | 事　業　名 | 現行料金 | 新料金 |
| 継続・廃止 | 有・無 | バッテリーカー子ども用自走式乗り物の貸出 | １回　100円 |  |
| 継続・廃止 | 有・無 | 飲食販売事業（移動販売車）ケータリング委託業者による販売 | 軽食及び飲み物等100円～1,000円 |  |
| 継続・廃止 | 有・無 | 物品販売事業 | スポーツ用品販売：100円～3,000円　（テニスボール700円/4球）レジャー用品等販売：100円～1,500円梅図鑑：300円植木等販売：100円～5,000円 |  |
| 継続・廃止 | 有・無 | スポーツ教室、体験教室（ヨガ教室、工作教室等） | 500円～1,500円 |  |
| 継続・廃止 | 有・無 | 大宮アルディージャスポーツ教室 | 1人500円～2,000円 |  |
| 継続・廃止 | 有・無 | 委託売店（自動販売機）公園内における飲料水及びアイス等の自動販売機を設置 | 100円～300円 |  |
| 継続・廃止 | 有・無 | 貸用具（ロッカー） | １回　100円 |  |
| 継続・廃止 | 有・無 | 貸用具（シャワー） | １回　100円 |  |
|  |

　イ　新規提案事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 設定料金 | 提案事業の説明 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |